

令和元年度

行政監査

財政援助団体等に対する監査

結果報告書

甲州市監査委員

甲 州 監 第 4 3 号
令和 2 年 3 月 1 6 日

甲 州 市 議 会
甲 州 市 長
甲 州 市 教 育 委 員 会
甲 州 市 選 挙 管 理 委 員 会
甲 州 市 公 平 委 員 会
甲 州 市 農 業 委 員 会
甲州市固定資産評価審査委員会 様

甲州市監査委員 長 瀬 静 男

甲州市監査委員 廣 瀬 宗 勝

令和元年度財政援助団体等監査及び行政監査結果について

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に定める監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

【行政監査】

1 監査の対象	1
2 監査の方法	1
3 監査の結果	1

【財政援助団体等に対する監査】

公の施設の指定管理者

1 監査の対象	2
2 監査の方法	2
3 監査の結果	2
個別の監査結果	3

出資団体

1 監査の対象	10
2 監査の方法	10
3 監査の結果	10

財政援助団体

1 監査の対象	11
2 監査の方法	12
3 監査の結果	12

【行政監査】

1 監査の対象

令和元年度における公の施設の指定管理者の指定について、公募、選定から協定締結までの手続きに係る事務。

監査対象

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課	選定手続き
			指定期間
甲州市立勝沼病院	公益財団法人 山梨厚生会	健康増進課	非公募
			令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
甲州市交流保養センター (大菩薩の湯)	株式会社スポーツプラザ 報徳	観光商工課	公募
			令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

2 監査の方法

監査は、令和元年12月27日から令和2年2月14日までの間、所管課から提出された監査資料の書類審査及び関係職員の説明聴取により実施した。

3 監査の結果

事務処理は概ね適正に処理されているものと認められた。なお、見直しや検討されたい事項について対処されたい。

(1) 公募・非公募について

「甲州市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」及び「甲州市指定管理者制度運用ガイドライン」において、指定管理者の選定は公募を原則としている。今回の監査対象2件中1件が非公募選定されている。様々な事情により非公募とすることは考えられるが、非公募とする場合には、非公募とする理由を明らかにすることが必要である。非公募とする基本的な考え方・判断基準等を定めるなど公正かつ透明性が確保された選定手続きとなるよう努められたい。

(2) 基本協定書について

基本協定書に定める条項については、当該施設の特性を踏まえて、政策秘書課の指導のもと、所管課と指定管理者とで協議を行い内容を確定されたい。

【財政援助団体等に対する監査】 公の施設の指定管理者

1 監査の対象

指定管理者制度を導入している次の施設について、平成 30 年度及び令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 11 月 30 日までの間）の管理運営状況。

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課
甲州市環境センターし尿処理場	株式会社 メイキョー	環境政策課
甲州市勝沼健康福祉センター	社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会	福祉課
甲州市鈴宮寮	社会福祉法人 光風会	福祉課
甲州市立勝沼病院	公益財団法人 山梨厚生会	健康増進課
甲州市塩山 B & G 海洋センター	株式会社 フィッツ	生涯学習課
甲州市勝沼 B & G 海洋センター	株式会社 フィッツ	生涯学習課
甲州市菱山宮農センター	フルーツ山梨農業協同組合	農林振興課

2 監査の方法

監査は、令和元年 12 月 27 日から令和 2 年 2 月 14 日までの間、財務諸帳簿、監査資料等の書類審査並びに指定管理者と所管課職員の説明聴取により実施した。

3 監査の結果

各施設の管理運営は概ね適正に行われているものと認められるが、次の事項及び施設別に記した監査結果において適切に対処されたい。

- (1) 指定管理者が作成する毎月の業務報告書及び年度終了後の事業報告書について、適切に作成すること。
- (2) 基本協定書、年度協定書を遵守し、適切な施設の管理運営及び事務処理に努めること。
- (3) 指定管理業務の実施状況について、月次実績報告書はもとより、現地確認や指定管理者との意見交換を行うなど、より一層その状況把握に努めること。

(ア) 甲州市環境センターし尿処理場

所管課	環境政策課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	株式会社 メイキョー
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日
指定管理料	平成30年度 32,124,000円
	令和元年度 39,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・環境センターし尿処理場の維持管理及び運営に関すること。・同処理場の利用の許可に関すること。・同処理場の施設の保守に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し提出すること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理料について、年度協定書に示された期限を遵守し適切な執行に努めること。
- ・修繕要望等の協議を行った内容は、記録に残しておくこと。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(イ) 甲州市勝沼健康福祉センター

所管課	福祉課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
指定管理料	平成30年度 29,031,000円
	令和元年度 32,511,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	・勝沼健康福祉センターの維持管理に関すること。 ・同センターの事業に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し提出すること。
- ・例月報告書の数値に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。
- ・経年劣化による施設の修繕について、その施設等の状況を把握し、計画的な施設の修繕が可能となるよう維持管理に努めること。
- ・事業報告書の内容に誤りがあった。適切な事務処理に努めること。
- ・収支決算書について、会計の透明性を図ること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・指定管理者から毎月報告されている細かな修繕箇所については、市でも把握し的確に対処すること。

(ウ) 甲州市鈴宮寮

所管課	福祉課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	社会福祉法人 光風会
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日
指定管理料	平成30年度 14,000,000円
	令和元年度 6,000,000円
利用料金制の有無	その他
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・入所者の処遇に関すること。・施設等の維持管理及び修繕に関すること。・鈴宮寮の運営に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・実績報告書と例月報告書の数値に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・修繕要望等の協議を行った内容は、記録に残しておくこと。
- ・修繕等については協定書に基づき執行すること。

(エ) 甲州市立勝沼病院

所管課	健康増進課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	公益財団法人 山梨厚生会
指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日
指定管理料	平成30年度 無し
	令和元年度 無し
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・勝沼病院における診療及び検診に関すること。・同病院に係る料金及び手数料等に関すること。・同病院施設及び設備の維持管理に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し提出すること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(オ) 甲州市塩山B & G海洋センター

所管課	生涯学習課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 フィッツ
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日
指定管理料	平成30年度 25,000,000円
	令和元年度 25,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	・塩山B & G海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。 ・同センターの利用の許可に関すること。 ・同センターの利用に係る料金に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し提出すること。
- ・収支決算書と例月報告書の金額に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。
- ・事業報告書と例月報告書の数値に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(カ) 甲州市勝沼B & G海洋センター

所管課	生涯学習課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 フィッツ
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
指定管理料	平成30年度 5,950,000円
	令和元年度 5,900,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	・勝沼B & G海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。 ・同センターの利用の許可に関すること。 ・同センターの利用に係る料金に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し提出すること。
- ・収支決算書と例月報告書の金額に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。
- ・事業報告書と例月報告書の数値に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(キ) 甲州市菱山営農センター

所管課	農林振興課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	フルーツ山梨農業協同組合
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
指定管理料	平成30年度 50,000円
	令和元年度 50,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・菱山営農センターの維持管理に関すること。・同センターの自主事業に関すること。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・支出において出納簿と実績報告書の数値に誤りがあった。適切な作成に努めること。
- ・月例報告書の日付に誤りがあった。適切な作成に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

出資団体

1 監査の対象

甲州市土地開発公社が、平成30年度及び令和元年度（平成31年4月1日から令和元年11月30日まで）に執行した事務事業。

設立目的	・甲州市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき昭和48年に設立された。基本財産は8,000千円で、全額、甲州市からの出資金である。
組織	・公社は、役員11人（理事長1人、常任理事2人、理事6人、監事2人）及び職員3人で構成している。
事業概要	・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地等の取得、造成、その他の管理及び処分を行うこと。
出資金	（設立時）8,000,000円
所管課	管財課

2 監査の方法

監査は、財務諸帳簿、関係書類の審査及び関係者より説明を受け、令和元年12月27日から令和2年2月14日までの間に行った。

3 監査の結果

事務事業は適正に執行されているものと認められた。

財政援助団体

1 監査の対象

社会福祉法人甲州市社会福祉協議会が、平成30年度及び令和元年度（平成31年4月1日から令和元年11月30日まで）に執行した財政援助に関わる事務事業。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する事 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関する事 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関する事 ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関する事 ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業と連絡に関する事 ・共同募金事業への協力に関する事 ・福祉サービス利用援助事業に関する事 ・居宅介護等事業の経営に関する事 ・障害福祉サービス事業の経営に関する事 ・相談支援事業の経営に関する事 ・移動支援事業の経営に関する事 ・地域活動支援センターの経営に関する事 ・生活福祉資金貸付事業に関する事 ・心配ごと相談事業に関する事 ・自立相談支援事業に関する事 ・生活支援体制整備事業に関する事 ・その他、この法人の目的達成のため必要な事業に関する事 	
財政援助補助金名	社会福祉協議会運営費補助金	平成30年度 55,517,504円
		令和元年度 56,675,298円
	社協12支部活動事業補助金	平成30年度 300,000円
		令和元年度 300,000円
	ボランティアセンター運営事業補助金	平成30年度 391,133円
		令和元年度 400,000円
理解促進研修・啓発事業補助金	平成30年度 133,000円	
	令和元年度 184,000円	
成年後見制度法人後見支援事業補助金	平成30年度 216,000円	
	令和元年度 218,000円	
所管課	福祉課	

※平成30年度は確定額、令和元年度は交付決定額（変更後）

2 監査の方法

監査は、財務諸帳簿、関係書類の審査及び関係職員より説明を受け、令和元年 12 月 27 日から令和 2 年 2 月 14 日までの間に行った。

3 審査の結果

各補助事業は、適正に執行されているものと認められた。